



**農業用軽油引取税
免税証の交付申請
について**

農業用免税軽油の申請受付が行われます。今年度も申請窓口は下野市役所南河内庁舎一か所で受け付けます。皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■受付日程

受付日	受付時間・対象地区	
	午前9時～11時30分	午後1時～4時
1月27日(月)	石橋全地区	
1月28日(火)	国分寺全地区	
1月29日(水)	南河内①地区 (下原、西区、一丁目～六丁目、成田、町田)	南河内②地区 (谷地賀、下文狹、田中、地久目喜、仁良川、祇園町、本吉田、絹板、絹板台)
1月30日(木)	南河内③地区 (台坪山、的場、上坪山、東根、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山、西坪山、祇園、緑)	

■申請会場

南河内庁舎 別館会議室
(図書館南側のプレハブ)

■申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取りに係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可)
- (4) 手数料420円(新規申請)
- (5) 耕作証明書(新規申請)

請および耕作面積が増えた場合)

■注意事項

- ① 新規申請および交付数量の見直しを希望される方は、後日の交付になります。
- ② 新規申請および登録機械の入れ替えがある方は、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ③ 国税および地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ※ 朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。

■問い合わせ先

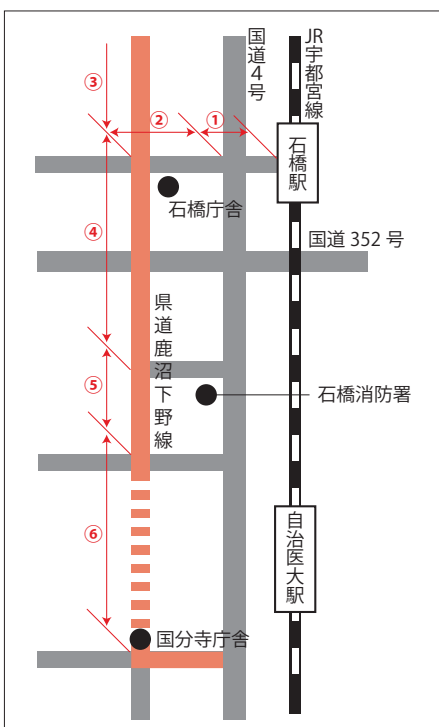
- 栃木県税事務所
軽油引取税調査担当
☎ 0282(23)6882
- 下野市農業委員会事務局
☎ (48)2116

■県道・市道の相互移管のお知らせ

栃木県県道網再編計画に基づき、次の道路が相互移管になります。

- ① 変更前
県道石橋停車場線
変更後 市道1-5号線
 - ② 変更前
県道鹿沼石橋線
変更後 市道1-6号線
(石橋高校南側交差点)
 - ③ 変更前
市道1-5号線
変更後 市道鹿沼石橋線
 - ④ 変更前
市道1-6号線
変更後 市道鹿沼下野線
(石橋高校南側交差点)
- 変更日**
- ①・② 12月19日
 - ③・④・⑤ 12月20日
- 問い合わせ先**
栃木土木事務所管理課
☎ 0282(23)3435
下野市建設課
☎ (48)2113

■県道・市道相互移管位置図



石橋地区消防組合西方交差点)

変更後 県道鹿沼下野線

変更前 県道下野壬生線

変更後 県道鹿沼下野線

整備計画

県道鹿沼下野線

(詳細は左図を参照ください。)